

みどいのこだま

～ひとつ、ひとつ、実現するふくしま～

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
福島県相双農林事務所農業振興普及部
TEL (0244) 26-1150・1151
FAX (0244) 26-1169
E-mail: shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

ブロッコリーの生産・販売戦略(ならではプラン)を作成!

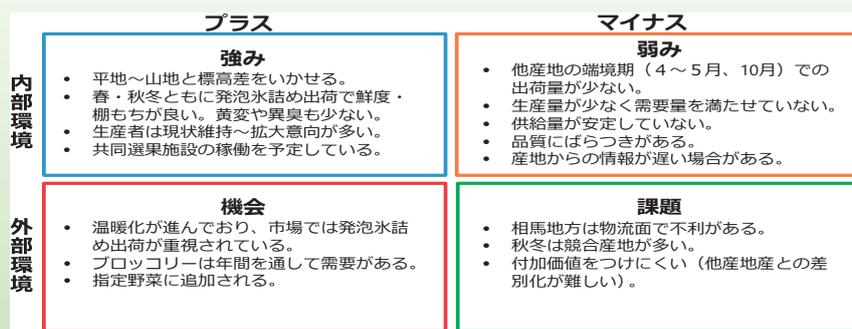
福島県では、農産物等のイメージアップや産地の評価を向上させ、消費者から選ばれる存在となることをめざし、令和4年9月に「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定しました。これまで県内8産地・品目において、生産者から消費に至る3か年の重点取組を盛り込んだアクションプラン、いわゆる「ならではプラン」に基づき、「福島ならでは」の施策を展開しています。

令和7年度、相双地方で生産が盛んなブロッコリーを対象に、JAグループ及び市町村と連携し「ならではプラン」を策定しました。消費者へのウェブアンケートや、県内外の市場関係者・小売バイヤーへのヒアリング、全国の先進地視察等、市場調査や産地分析を行いました。相双地方のブロッコリーの強みと機会をいかにしながら、弱みと課題を乗り越えるため「ならではプラン」に基づき令和8年から10年にかけて生産・流通・販売戦略を実践することで、消費者・市場関係者から「福島のブロッコリーといえば相双!」と評される産地づくりを進めていきます。

① ならではプラン (相双地方ブロッコリー) イメージ



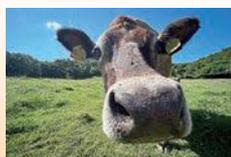
② 相双地方の ブロッコリーの現状



県公式 Instagram (相双就農ポータル) で農業の今を発信中!

相双農林事務所農業振興普及部では、就農を希望する・興味のある方へ向け、相双地域の生産現場の今をInstagramで発信しています。

Instagram(相双就農ポータル)では、短期農業体験の様子など、相双地方の農業の魅力が盛りだくさん!ぜひフォローをお願いします!



相双地方における大豆難防除雑草対策セミナーを開催しました

相双地方は県内有数の大豆産地であり、福島県における大豆振興を牽引する存在として大きな期待が寄せられています。一方、近年では帰化アサガオ類等の難防除雑草の発生が徐々に拡大しており、大豆の収量・品質への影響が問題となっております。

このため、令和7年12月19日(金)にJAふくしま未来そうま地区本部(南相馬市)で農研機構及び除草剤を取り扱っている各化学メーカー講師に難防除雑草の生態や有効な除草剤、相双地方における防除体系などに関するセミナーを開催しました。セミナーには、管内の大豆生産者をはじめ、JAグループや県農業共済組合、市町村などから約70名に参加いただきました。また、相双地方外の大豆生産者も参加されるなど、関心の高さがうかがえました。

○農研機構植物防疫研究部門雑草防除研究領域の浅井元朗様から、大豆難防除雑草の種類や生態、雑草防除の考え方を説明いただきました。

○日産化学株式会社の中島直哉様、BASF ジャパン株式会社の佐久間美優様、丸和バイオケミカル株式会社の木戸康之様から、各化学メーカーで製造している除草剤の効果的な使い方を説明いただきました。

帰化アサガオ類等の大豆生産における雑草防除でお困りの方や、大豆の栽培に関心のある方は、農業振興普及部地域農業推進課(0244-26-1149)へお気軽にご相談ください。



▲ 大豆難防除雑草対策セミナーの様子

農作業安全セミナーを開催しました

相双地方では、経営体の規模拡大に伴い農業機械の大型化や農業用ドローンの普及が進んでいます。この中で、地域ぐるみの農作業事故防止に向けた取組として、令和7年11月19日(水)に南相馬市の株式会社南東北クボタ原町営業所で、農業機械及び農業用ドローンの使用に係る安全研修会を開催し、管内農業者など約30名に参加いただきました。

研修会では、株式会社南東北クボタの講師の方から、「農作業事故の事例を踏まえた安全な農作業」「農業用ドローンの安全な使用方法」「農業機械の点検・整備」等について、資料や映像、実演により説明いただきました。

参加者の皆様は熱心に耳を傾けており、農作業事故発生防止のための取組についての理解を深める貴重な機会となりました。今後、安全な農作業の実践に向け、特に、「暗くなってから作業を行わない」「作業時には周囲への合図や安全確認をする」「シートベルト着用や安全フレームの装着」「傾斜地には直角に侵入する」「ドローンからは20m以上離れて安全な距離を確保する」等、再度確認していきましょう。



▲ 農作業安全セミナーの様子①



▲ 農作業安全セミナーの様子②

新規就農者交流会を開催しました

相双地方の新規就農者同士の交流を深め、定着率の向上を図るとともに、優良経営体を視察することにより技術や知識、経営管理のスキルアップを目指すことを目的に、令和 8 年 1 月 23 日（金）に交流会を開催しました。

今回、相双地方の新規就農者等 48 名が参加し、南相馬市小高区の農業法人の株式会社 アグリサービスそうま（小高園芸団地）や有限会社 I Love ファームおだか、株式会社大地のめぐみを視察しました。各法人の代表からは、会社の特徴や強み、労務管理の説明や施設の案内をしていただきました。

参加者からは、「今回視察した法人の良かったところを、自社に反映し、改善につなげたい」との声や「新規就農者同士で悩みや愚痴を共有できることで、営農意欲の維持につながっている」との声がありました。

今後ますます当地域の農業が魅力あるものとして発展していくために、若い農業者が地域を支える担い手として活躍できるよう、新規就農者の交流促進・定着に向けた活動を展開していきます。



▲ 交流会の様子（左）小高園芸団地（中央）有 I Love ファーム おだか（右）株大地のめぐみ

鳥獣被害対策モデル事業について

福島県における令和 6 年度の鳥獣による農作物被害金額は 1 億 5,063 万円となり、前年度と比較して 807 万円の増加（5.7%増）となりました。相馬地域では特にニホンザルによる被害が増加傾向にあり、引き続き対策が必要です。

鳥獣被害防止対策を効果的に進めるには、個人での対策のみならず、地域一丸となった取組が不可欠です。そこで、農業振興普及部では、生息環境管理（緩衝帯の設置、餌となる誘因物の除去）、被害防除（電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置）、個体数管理（農地周辺での捕獲）を総合的に実施する鳥獣被害対策モデル集落を設置しています。

モデル集落の取組では、3 年間の活動をとおして主体的に鳥獣対策を行える集落となることを目指しており、令和 7 年度は最終年度として「南相馬市片倉地区」で、ニホンザルを対象とした侵入防止柵設置講習会、鳥獣被害対策検討会を行いました。

片倉地区では、令和 5 年度より、鳥獣対策の基本から、侵入防護柵の管理状況の確認、センサーカメラの設置や集落環境診断による鳥獣の生育状況の確認、追い払い講習会を開催するなどの活動を実施した結果、定例会による情報共有が行われるようになり、集落ぐるみの対策を自ら行う意識が醸成されました。

現在もニホンザルによる被害は発生していますが、追い払いを自主的に実施するなど、地区の住民及び農業担い手の皆さん自らが対策を実行する、鳥獣被害対策に積極的に取り組むモデル集落になっています。

侵入防止柵設置講習会の様子▶



福島県高精度測位システム (RTKシステム) について

RTKシステムとは、人工衛星から届く位置情報を、地上基地局からの信号によって、より高い精度の位置情報に補正するシステムです。農業分野では、トラクターの自動操舵やドローンの自律飛行などにおいて誤差数cm程度の高精度作業が可能となり、生産性の向上や省力化、負担の軽減の効果が期待されます。

福島県ではRTK基地局を県内11カ所に設置していますが、令和8年3月1日から令和8年度の利用に係る申請の受付を開始しました。申請に当たっては、福島県農業振興課ホームページから「福島県高精度測位システム使用承認申請書」をダウンロードの上、農業振興普及部までご提出ください。

(農業振興課：0244-26-1147)

※システムの利用料は、ライセンス1件あたり2万円(2件目以降は1件あたり1万円)です。なお、1回1か月に限り無料で試用することができます。



福島県農業振興課
ホームページ

出荷制限等品目については、出荷・譲渡、販売がないようにお願いします

相馬地方の出荷制限等品目一覧はHP「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」(<https://www.new-fukushima.jp/>)に記載されていますので、ご確認をお願いします。

園芸品目の緊急時モニタリング検査について

モニタリング検査は、相双地方で生産される出荷・販売用の野菜・果実等における放射性物質の影響と安全性の確認及び消費者への正確な情報提供のため実施しています。

出荷制限及び解除は、福島県が行う「緊急時環境放射線モニタリング」の結果により判断されます。

なお、**山菜**においては出荷制限品目以外の場合であっても、「**山菜類等(栽培もの)**の確認」が必要となりますので、検査にご協力をお願いします。

・園芸品目の緊急時モニタリング検査の流れ

検査申し込み
(JAまたは直売所)
(検査前の金曜日まで)

サンプル持込・回収
(相双農林事務所)
(月曜日)

サンプル調整
(相双農林事務所)
(火～水曜日)

モニタリング検査
(農業総合センター)
(木曜日)

結果の公表
(金曜日)

農薬の使用履歴をつけていますか？

農薬の使用履歴の記帳は、農薬取締法に基づく省令の「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で努力義務として規定されています。

農薬の使用履歴を記帳することで、農薬毎・有効成分毎の使用回数を数えることができ、農薬取締法違反を防ぐことができます。また、自分が農薬を適正に使用していることの証明になります。万が一、残留農薬基準値を超過した場合には、原因究明や再発防止策がとりやすくなります。

食の安全安心の意識が高まる昨今、農産物の安全性を高めていく必要があります。

農薬の使用履歴を記帳して、消費者に信頼される生産者を目指しましょう！

